

**【文書名】**

○香川県警察における通送に関する訓令

(平成 13 年香川県警察本部訓令第 35 号)

**【概要】**

香川県警察において行う通送に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、通送の実施基準、実施日の通知、通送により送付する文書等の取扱い等、通送物件の制限及び勤務心得である。